

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二日

東京都中央区日本橋浜町二丁目三五番二号
CIRCLES日本橋浜町

KEENFINITY株式会社

代表取締役 金 勇一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二日

大阪市住之江区御崎二丁目一四番二五号
東亜機刃株式会社

代表取締役 馬場 基博

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十九日付で定款を変更し、発行する株式の全部について株券を発行する旨の定めを廃止することいたしましたので公告します。同日において当該株券は無効となりますので、当該株券を所有する株主および登録株式質権者は、その株券を効力発生日である令和八年六月十九日までに当社にご提出ください。

令和八年六月二日

岡山市北区大和町一丁目一番四〇号
吉備商事株式会社

代表取締役 三好 隆元

限定承認公告

本籍大阪府大阪市西成区千本南一丁目九番地、最後の住所大阪府阪南市舞四丁目一七番二八号 被相続人 亡 川中 華世

右被相続人は令和八年三月十日死亡し、その相続人は令和八年五月二十二日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

東京都江東区東陽一丁目一六番一二号バ
テイオ東陽町四〇三

限定承認者 川中 名男

任意清算公告

当法人は、令和八年五月三十一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

宮崎県都城市都北町五八八二番地一A棟
司法書士法人ロック

社員 岩元 隆道

任意清算公告

当法人は、令和八年五月二十五日をもって解散し、行政書士法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

宮崎県都城市都北町五八八二番地一A棟
行政書士法人ロック

社員 岩元 隆道

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額の七十六億五千四百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月六日付官報の号外第八十一号五十九頁に掲載されています。

令和八年六月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
LAO6JJP特定目会社

取締役 松澤 和浩

債権申出の公告(第二回)

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二日

東京都江東区富岡一丁目二六番二〇号
須賀工業株式会社確定給付企業年金

清算人 石井 正彦

債権申出の公告(第二回)

当社は令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回目掲載(令和八年五月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二日

大阪府大阪市西区西本町一丁目一番九号
岡本株式会社

確定給付企業年金清算人 坪井 静世

訂正公告

令和八年五月一日付官報(号外第一〇一号)掲載の解散公告中、「代表清算人 デイビッド・ハロルド・スターク」とあるは「代表清算人 オリバー・フロスト・ルーカス・グラハム」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二日

東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルディング
株式会社マツキャンエムディエス

代表清算人 オリバー・フロスト・ルーカス・グラハム

訂正公告

令和八年五月二十日付官報(号外第一一一号)掲載の解散公告中、「代表清算人 デイビッド・ハロルド・スターク」とあるは「代表清算人 オリバー・フロスト・ルーカス・グラハム」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二日

東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルディング
株式会社マツキャンヘルスケアワールド

代表清算人 オリバー・フロスト・ルーカス・グラハム

正 誤

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百五十二号(南アフリカ共和国から発送される他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマリンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レ

モン、グレイプフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマリンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレイプフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百五十三号(スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、パレンシア種及びサルスディアーナ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百五十四号(イスラエルから発送されるシャムテ種及びパレンシア種のスイートオレンジ、グレイプフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百五十五号(イスラエルから発送されるトラリアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百五十六号(南アフリカ共和国から発送されるパリンカ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百五十七号(南アフリカ共和国から発送されるパリンカ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百五十八号(南アフリカ共和国から発送されるパリンカ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百五十九号(南アフリカ共和国から発送されるパリンカ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百六十号(南アフリカ共和国から発送されるパリンカ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百六十一号(南アフリカ共和国から発送されるパリンカ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百六十二号(南アフリカ共和国から発送されるパリンカ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)農林水産省告示第千七百六十三号(南アフリカ共和国から発送されるパリンカ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。